

令和元年度「ものづくり企業に係る営業力強化研修に関する企画・運營業務」 企画提案競技実施要領

1. 趣旨

本業務を委託するものの選定について、企画提案競技形式によることとし、所要の実施要領を定めるものである。

2. 業務の内容

別紙仕様書のとおり

3. 予 算

金4,640,000円（税込み）以内
（支払時期は成果品の内容を確認した後となる。）

4. 企画提案競技の内容

(1) 選定方法等

企画提案競技に参加しようとする者は、下記(3)に掲げる書類を県に提出するとともに、別途開催する審査会において、プレゼンテーションを行う。審査は、提出された書類及びプレゼンテーションの内容に基づいて行い、審査会で最も優れた提案を行ったと認める者を委託先候補として選定する。

(2) 公募条件（参加資格）

国内に本社事務所を有する事業者であり、かつ以下のいずれにも該当しない者であること。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者
- ・会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続を行っている者
- ・暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制の下にある者
- ・法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している者

(3) 提出書類

- ① 参加表明書（別紙様式）
 - ② 会社概要（関連業務実績、国や地方自治体等公的機関からの受託実績、組織体制、経営状況等）
 - ③ 企画提案書（A4版・片面10ページ以内（表紙は含まない）
実施方針、実施手法、実施計画、業務推進体制・スタッフ紹介、その他提案事項等
 - ④ 経費見積書
- ※ 経費の見積にあたっては、令和元年10月1日以降に行われる資産の譲渡等について適用される消費税及び地方消費税の税率が10%とされていることに留意すること。

(4) 提出方法

上記(3)に掲げる提出書類各7部(参加表明書は1部、FAX可)を郵送又は持参で提出すること。

なお、提案書類は返却しない。

(5) 提出期限

参加表明書 令和元年5月20日(月) 17:00必着

参加表明書以外の書類 令和元年5月27日(月) 17:00必着

(6) 提出先・問い合わせ先

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1

青森県 商工労働部 地域産業課 創業支援グループ

※ 本事業に対する問い合わせ対応時間：土日祝日を除く下記の時間。

(8:30~12:00 13:00~17:15)

TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

5. 企画案のプレゼンテーション

以下によりプレゼンテーションを行うので、提案者は必ず出席すること。

プレゼンテーションは、提出書類を使用し、記載した内容の範囲で行うこと。

(1) 日時

令和元年6月3日(月) 午後

(2) 場所

青森県庁 南棟 4F 商工労働部会議室

(青森県青森市長島一丁目1-1)

(3) 進行

1団体20分以内のプレゼンテーション及び10分程度の質疑応答を予定。

※ 開始時間等については、提案者毎に別途連絡する。

6. 企画案の審査内容

審査会では、次の観点から総合的に評価し、委託先候補1者を選定する。

① 遂行能力

- ・実績、ノウハウ、ネットワーク等の保有
- ・青森県のものづくり企業及び地域特性に対する理解
- ・実施内容に応じた人員配置、体制の整備
- ・経営基盤、管理体制 等

② 実施内容

- ・実施方針、実施方法の的確性、具体性、妥当性
- ・実現可能性、実現に向けた道筋 等

③ 経費の見積内容

- ・経費、積算の妥当性 等

④ その他

・積極性、独自の創意工夫 等

7. 審査結果の通知

審査終了後、速やかに提案者に通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

8. その他

本企画提案競技への参加に要する経費については提案者が負担する。